

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

<目次>

1 報告概要

別添

- 第一種公衆電話の削減における実施内容等について（写）  
（東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社）

情報通信行政・郵政行政審議会答申(令和4年2月2日)【抜粋】

2 ～(略)～総務省において、以下の措置を講じることが適当である。～(略)～

(1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する第一種公衆電話の削減計画の報告等の求め

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し、今回の省令改正案に応じた第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表並びにそれぞれの取組についての適切な周知広報の実施を求めること。

「電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講ずべき措置について(要請)」(令和4年2月28日)(総務省より東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という)に対して要請)

## 1 第一種公衆電話の削減

(1) ～(略)～第一種公衆電話を新たな設置基準に応じた台数にまで削減するための次の事項を記載した計画(以下「削減計画」という。)を定め、令和4年6月末までに総務省に報告するとともに公表し、速やかに実施すること。また、削減計画に大幅な変更が生じた場合は、当該変更内容を報告及び公表すること。

- ・目標とする新たな設置基準に応じた台数
- ・目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間
- ・毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み
- ・削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方
- ・削減目標を達成するための具体的な方策 等

(2) 令和4年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、上記(1)と併せて総務省に報告し、実施内容について公表すること。

(3) 令和5年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、前年度末までに総務省に報告し、実施内容について公表すること。

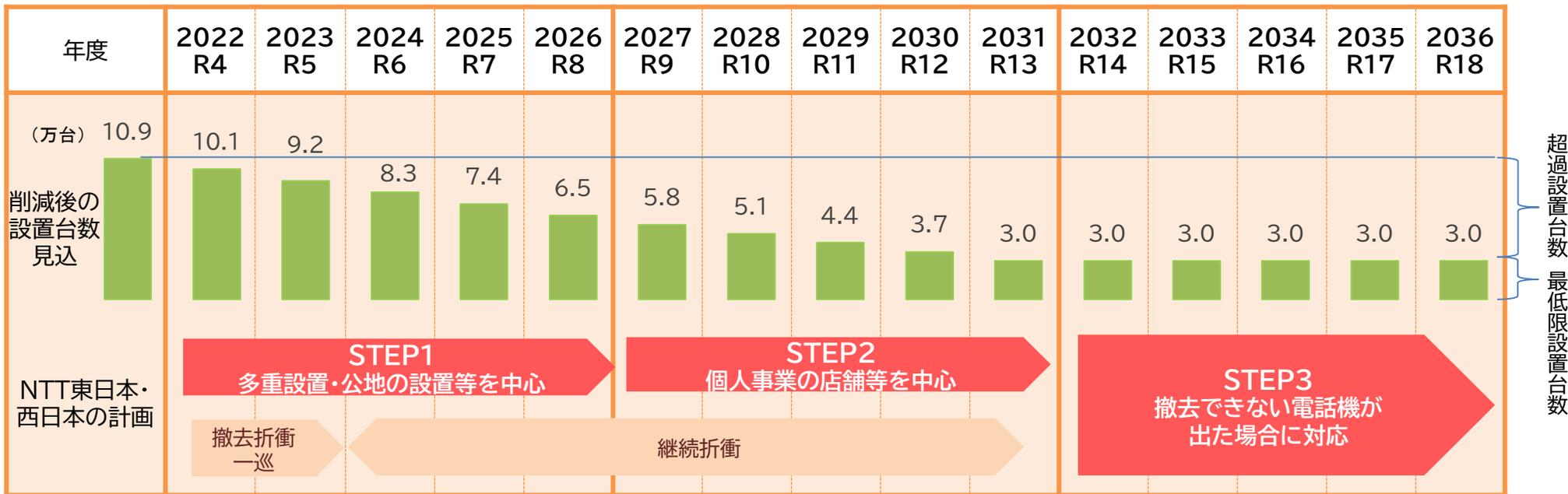
(4) 令和4年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度において、当該年度の削減実績及び削減に要した費用を含む削減計画の進捗について、当該年度経過後5か月以内までに総務省に報告し、削減実績について公表すること。

## 2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供の実施

今般の制度改正の趣旨を踏まえた上で、削減計画及び同計画の進捗の公表や、撤去する第一種公衆電話機ごとの周知を行うなど、第一種公衆電話の削減に関する利用者への適切な情報提供を実施すること。

情報提供の実施方法については、令和4年6月末までに総務省に報告すること。

## 1 第一種公衆電話の削減



### 1(2)令和4年度における削減に要する費用の見込み

委員限り

## 2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供

NTT東日本・西日本HPにおいて以下の情報提供を実施。

「削減の必要性」、「削減計画」、「設置場所のオープンデータ化」、「災害時用公衆電話の紹介」

また、実際に削減する公衆電話機には撤去日を記載した張り紙を掲示。

情報通信行政・郵政行政審議会答申(令和4年2月)を経て第一種公衆電話の設置基準を緩和(令和4年4月1日施行)

## 現行設置基準

社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500 m四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に一台の基準により設置される公衆電話機

## 改正

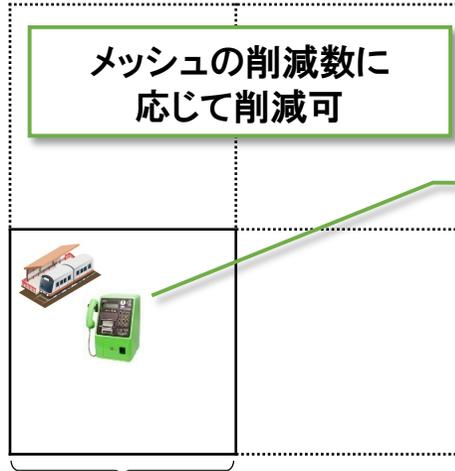
社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、**公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所**又は**公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置**される公衆電話機であつて、市街地においては**おおむね1km四方に一台**、それ以外の地域においては**おおむね2km四方に一台**の基準により設置されるもの

全国で10.9万台



単位面積：市街地で500m四方  
(それ以外1km四方)

メッシュの削減数に応じて削減可



単位面積：市街地で1km四方  
(それ以外2km四方)

メッシュ基準緩和

重点的に設置する場所の追記

利便性の低下を軽減するため、駅、小売店舗など公衆が容易に出入りすることができる場所への重点的な設置を義務づけ  
(現在は設置場所に規制なし)

【参考】 他のあまねく設置の例

小学校 約2万箇所

郵便局 約2.4万箇所

交番・駐在所 約1.2万箇所

東経企営第22-53号  
2022年6月30日

総務省 総合通信基盤局長  
竹 村 晃 一 殿

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長  
澁 谷 直 樹

「電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講ずべき措置について（要請）」（総基料第38号（令和4年2月28日））に基づき、別紙の通り報告します。

# 別紙

## 第一種公衆電話の削減における実施内容等について

### 目次

1 第一種公衆電話の削減.....	2
(1) 第一種公衆電話の削減計画.....	2
(ア) 目標とする新たな設置基準に応じた台数.....	2
(イ) 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間.....	2
(ウ) 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み.....	2
(エ) 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方.....	3
(オ) 削減目標を達成するための具体的な方策 等 .....	3
(2) 令和4年度における削減計画の実施内容.....	3
2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供 .....	4

## 1 第一種公衆電話の削減

### (1) 第一種公衆電話の削減計画

#### (ア) 目標とする新たな設置基準に応じた台数

今般の電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正により第一種公衆電話の設置基準が緩和されたことに伴い、設置の対象となるメッシュ数が概ね 3 分の 1 程度、設置台数の下限は 2.7 万台となります（別添 1）。

当社としては、災害や故障、道路工事等の外生的な要因による撤去も不可避免的に発生することから、そのような場合でも設置基準を下回らないよう、都道府県ごとにおおむね 1 割程度の余剰が必要と見込んでおり、最終的な設置台数を 3.0 万台とする考えです。

#### (イ) 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間

第一種公衆電話の最終的な設置台数を 3.0 万台とした場合、今後 7.9 万台の削減が必要となります。

第一種公衆電話の撤去にあたっては、工事に一定のリソースが必要となることや、公衆電話機を設置する施設の管理者等から工事の実施についての承諾を得る必要があること等から、最終的な設置台数の削減に至るまで一定の期間が必要になりますが、当社としては、2031 年度（令和 13 年度）末までに削減を完了するよう計画的に実施していく考えです。

ただし、設置施設の管理者等からの承諾が得られないもの等、場合によっては、それ以上の期間を要する可能性もあると考えております。

当社としては、ユニバーサルサービス交付金の低減による国民・利用者の負担の軽減に向け、可能な限り速やかに台数の削減に努めていく考えです。

#### (ウ) 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み

可能な限り早期に台数を削減していくこととし、当初 5 年間で全削減台数の 6 割を削減するよう計画をしており、具体的な各年の削減台数計画は、別添 2 のとおりとなります。

2022 年度（令和 4 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 5 年間（STEP1）では、同一敷地内に複数の公衆電話機が設置されているものや、公地に設置する公衆電話機等を重点的に削減する予定です。一方、2027 年度（令和 8 年度）から 2031 年度（令和 13 年度）の 5 年間（STEP2）は、個人事業の店舗等に設置する公衆電話機等の削減が多くなる予定です。

ただし、設置施設の管理者等からの承諾が得られないものが生じる等、削減の完了が 2031 年度（令和 13 年度）以降となる可能性もあると考えております。

今後削減を進める中で、実際の折衝状況等を踏まえ、必要に応じて、各年度の削減台

数計画を見直す考えです。

#### (エ) 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方

削減対象とする第一種公衆電話は、「社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段」としての位置づけを踏まえ、「メッシュカバー」と「社会的必要性（＝利用頻度）」を考慮して決定します。

具体的には、設置基準見直し後のメッシュごとに最も利用頻度の高い電話機を選定し残置する考えです。その際、利用頻度の高いのものが複数ある場合には、常時利用できる場所・人の目につきやすい場所を優先する等、設置場所の状況を考慮し選定します。これらの考えに基づくと、社会的要請が高いと想定される施設（病院/駅等<sup>※</sup>）に設置されるものについては、約半数程度を残置することになる見込みです。

（※総務省より実施された地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート（令和3年実施）の調査結果においても上位。）

#### (オ) 削減目標を達成するための具体的な方策等

公衆電話機の台数削減には、工事や撤去の折衝に一定のリソースが必要となることから、工事や折衝に必要なリソースを随時増強しながら、2022年度（令和4年度）から2023年度（令和5年度）の当初2年程度で対応を一巡するよう速やかに折衝を進める考えです。

キャビネット型等の公衆電話機の撤去は、事前に設置施設の管理者等からの承諾を得る必要がある設置形態のものが多く、ダイレクトメールの送付に加え、設置施設の管理者等に対する電話・訪問等の個別折衝が必須となる場合もあるため、折衝リソースの確保が課題となります。そのため、これまで当該業務に従事してきたスキルや経験を有している社員について今後、退職による折衝人員の減少も見込まれることから、当社のグループ子会社等の人員も活用して体制の維持・強化を図っていく考えです。

ボックス型の公衆電話機の撤去は、電力線撤去や路面の原状回復等の工程に特別なスキルを要することに加え、往来の多い場所では工事が夜間のみ限定される等、工事リソースの確保が課題となることから、通信建設事業者と連携して増強を図ります。

また、これまで第二種公衆電話の撤去にあたってきたリソースについては、今後、可能な限り第一種公衆電話の削減のために振り向け、削減目標の達成を目指してまいります。

#### (2) 令和4年度における削減計画の実施内容

2022年度（令和4年度）においては、8,000台（東西各4,000台）の第一種公衆電話の削減を計画しています。

## 2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供

国民利用者への周知・広報としては、NTT東西の公式ホームページ内において第一種公衆電話の削減に向けた取り組み等について、国民利用者や設置施設の管理者等に対して以下のような情報提供を行っていく考えです。

- 削減の必要性：公衆電話の利用は大きく減少、維持のための費用は必要な一方で、携帯電話の普及等の社会環境の変化に伴う効率化が求められていること 等
- 削減計画：削減に要するおおよその期間、台数の見込み 等
- 設置場所のオープンデータ化：自治体等から要望があった場合に提供
- 災害時用公衆電話の紹介：設置場所、利用方法 等

また、実際に削減する公衆電話機については、撤去期日を記載した張り紙を公衆電話機に掲示するとともに、設置施設の管理者等の要望がある場合には、その他の掲示物等によるご案内も実施していく考えです。

# 都道府県毎のメッシュ数・設置基準

別添1

<東日本>

都道府県名	①設置台数 (2021年度末)	②告示で定める最低限必要な台数(③×④)		
		③メッシュの 数の合計	④告示で 掲げる率	
北海道	4,499	1,550	9,809	15.8%
青森	1,753	597	1,653	36.1%
岩手	1,315	468	2,642	17.7%
宮城	2,324	730	1,857	39.3%
秋田	784	273	1,771	15.4%
山形	1,306	447	1,431	31.2%
福島	1,980	619	2,427	25.5%
茨城	3,725	849	1,825	46.5%
栃木	1,977	531	1,502	35.3%
群馬	2,005	597	1,281	46.6%
埼玉	4,281	938	1,634	57.4%
千葉	5,818	1,065	2,036	52.3%
東京	14,596	1,165	1,356	85.9%
神奈川	6,123	1,164	1,543	75.4%
新潟	2,787	851	2,324	36.6%
山梨	1,065	358	728	49.1%
長野	1,645	488	2,214	22.0%
東日本計	57,983	12,690	38,033	—

<西日本>

都道府県名	①設置台数 (2021年度末)	②告示で定める最低限必要な台数(③×④)		
		③メッシュの 数の合計	④告示で 掲げる率	
富山	774	226	770	29.3%
石川	1,024	315	1,018	30.9%
福井	860	306	803	38.1%
岐阜	1,715	534	1,783	29.9%
静岡	1,733	462	2,005	23.0%
愛知	5,084	1,333	2,305	57.8%
三重	1,038	333	1,402	23.7%
滋賀	1,320	379	838	45.2%
京都	1,752	550	1,293	42.5%
大阪	6,609	951	1,290	73.7%
兵庫	4,527	1,086	2,485	43.7%
奈良	1,289	347	764	45.3%
和歌山	965	330	979	33.7%
鳥取	827	232	758	30.5%
島根	1,241	317	1,520	20.8%
岡山	1,871	583	1,856	31.4%
広島	3,121	839	2,316	36.2%
山口	2,018	533	1,736	30.7%
徳島	544	185	841	21.9%
香川	542	161	619	25.9%
愛媛	922	333	1,438	23.1%
高知	965	363	1,305	27.8%
福岡	2,574	713	1,881	37.9%
佐賀	577	175	663	26.3%
長崎	980	341	1,374	24.8%
熊本	966	315	1,749	18.0%
大分	643	195	1,510	12.9%
宮崎	1,417	424	1,439	29.4%
鹿児島	1,519	542	2,176	24.9%
沖縄	1,255	439	749	58.6%
西日本計	50,672	13,842	41,665	—

東西計	108,655	26,532	79,698	—
-----	---------	--------	--------	---

# 削減台数の見込み

別添2

(単位：万台)

	STEP1					STEP2					STEP3	合計
	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032～2036年度 (令和14～18年度)	
東日本	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	STEP1、2で撤去 できない電話機が 出た場合に対応	4.4
西日本	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		3.5
東西計	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7		7.9

1 第一種公衆電話の削減

(2) 令和4年度における削減に要する費用の見込み

委員限り



西 企 営 第 4 8 号  
2 0 2 2 年 6 月 3 0 日

総務省 総合通信基盤局長  
竹 村 晃 一 殿

西日本電信電話株式会社  
代 表 取 締 役 社 長  
森 林 正 彰

「電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講ずべき措置について（要請）」（総基料第38号（令和4年2月28日））に基づき、別紙の通り報告します。

# 別紙

## 第一種公衆電話の削減における実施内容等について

### 目次

1 第一種公衆電話の削減.....	2
(1) 第一種公衆電話の削減計画.....	2
(ア) 目標とする新たな設置基準に応じた台数.....	2
(イ) 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間.....	2
(ウ) 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み.....	2
(エ) 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方.....	3
(オ) 削減目標を達成するための具体的な方策 等 .....	3
(2) 令和4年度における削減計画の実施内容.....	3
2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供 .....	4

## 1 第一種公衆電話の削減

### (1) 第一種公衆電話の削減計画

#### (ア) 目標とする新たな設置基準に応じた台数

今般の電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正により第一種公衆電話の設置基準が緩和されたことに伴い、設置の対象となるメッシュ数が概ね 3 分の 1 程度、設置台数の下限は 2.7 万台となります（別添 1）。

当社としては、災害や故障、道路工事等の外生的な要因による撤去も不可避免的に発生することから、そのような場合でも設置基準を下回らないよう、都道府県ごとにおおむね 1 割程度の余剰が必要と見込んでおり、最終的な設置台数を 3.0 万台とする考えです。

#### (イ) 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間

第一種公衆電話の最終的な設置台数を 3.0 万台とした場合、今後 7.9 万台の削減が必要となります。

第一種公衆電話の撤去にあたっては、工事に一定のリソースが必要となることや、公衆電話機を設置する施設の管理者等から工事の実施についての承諾を得る必要があること等から、最終的な設置台数の削減に至るまで一定の期間が必要になりますが、当社としては、2031 年度（令和 13 年度）末までに削減を完了するよう計画的に実施していく考えです。

ただし、設置施設の管理者等からの承諾が得られないもの等、場合によっては、それ以上の期間を要する可能性もあると考えております。

当社としては、ユニバーサルサービス交付金の低減による国民・利用者の負担の軽減に向け、可能な限り速やかに台数の削減に努めていく考えです。

#### (ウ) 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み

可能な限り早期に台数を削減していくこととし、当初 5 年間で全削減台数の 6 割を削減するよう計画をしており、具体的な各年の削減台数計画は、別添 2 のとおりとなります。

2022 年度（令和 4 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 5 年間（STEP1）では、同一敷地内に複数の公衆電話機が設置されているものや、公地に設置する公衆電話機等を重点的に削減する予定です。一方、2027 年度（令和 8 年度）から 2031 年度（令和 13 年度）の 5 年間（STEP2）は、個人事業の店舗等に設置する公衆電話機等の削減が多くなる予定です。

ただし、設置施設の管理者等からの承諾が得られないものが生じる等、削減の完了が 2031 年度（令和 13 年度）以降となる可能性もあると考えております。

今後削減を進める中で、実際の折衝状況等を踏まえ、必要に応じて、各年度の削減台

数計画を見直す考えです。

#### (エ) 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方

削減対象とする第一種公衆電話は、「社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段」としての位置づけを踏まえ、「メッシュカバー」と「社会的必要性（＝利用頻度）」を考慮して決定します。

具体的には、設置基準見直し後のメッシュごとに最も利用頻度の高い電話機を選定し残置する考えです。その際、利用頻度の高いものが複数ある場合には、常時利用できる場所・人の目につきやすい場所を優先する等、設置場所の状況を考慮し選定します。これらの考えに基づくと、社会的要請が高いと想定される施設（病院/駅等※）に設置されるものについては、約半数程度を残置することになる見込みです。

（※総務省より実施された地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート（令和3年実施）の調査結果においても上位。）

#### (オ) 削減目標を達成するための具体的な方策等

公衆電話機の台数削減には、工事や撤去の折衝に一定のリソースが必要となることから、工事や折衝に必要なリソースを随時増強しながら、2022年度（令和4年度）から2023年度（令和5年度）の当初2年程度で対応を一巡するよう速やかに折衝を進める考えです。

キャビネット型等の公衆電話機の撤去は、事前に設置施設の管理者等からの承諾を得る必要がある設置形態のものが多く、ダイレクトメールの送付に加え、設置施設の管理者等に対する電話・訪問等の個別折衝が必須となる場合もあるため、折衝リソースの確保が課題となります。そのため、これまで当該業務に従事してきたスキルや経験を有している社員について今後、退職による折衝人員の減少も見込まれることから、当社のグループ子会社等の人員も活用して体制の維持・強化を図っていく考えです。

ボックス型の公衆電話機の撤去は、電力線撤去や路面の原状回復等の工程に特別なスキルを要することに加え、往来の多い場所では工事が夜間のみ限定される等、工事リソースの確保が課題となることから、通信建設事業者と連携して増強を図ります。

また、これまで第二種公衆電話の撤去にあたってきたリソースについては、今後、可能な限り第一種公衆電話の削減のために振り向け、削減目標の達成を目指してまいります。

#### (2) 令和4年度における削減計画の実施内容

2022年度（令和4年度）においては、8,000台（東西各4,000台）の第一種公衆電話の削減を計画しています。

## 2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供

国民利用者への周知・広報としては、NTT東西の公式ホームページ内において第一種公衆電話の削減に向けた取り組み等について、国民利用者や設置施設の管理者等に対して以下のような情報提供を行っていく考えです。

- 削減の必要性：公衆電話の利用は大きく減少、維持のための費用は必要な一方で、携帯電話の普及等の社会環境の変化に伴う効率化が求められていること 等
- 削減計画：削減に要するおおよその期間、台数の見込み 等
- 設置場所のオープンデータ化：自治体等から要望があった場合に提供
- 災害時用公衆電話の紹介：設置場所、利用方法 等

また、実際に削減する公衆電話機については、撤去期日を記載した張り紙を公衆電話機に掲示するとともに、設置施設の管理者等の要望がある場合には、その他の掲示物等によるご案内も実施していく考えです。

# 都道府県毎のメッシュ数・設置基準

別添1

<東日本>

都道府県名	①設置台数 (2021年度末)	②告示で定める最低限必要な台数(③×④)		
		③メッシュの 数の合計	④告示で 掲げる率	
北海道	4,499	1,550	9,809	15.8%
青森	1,753	597	1,653	36.1%
岩手	1,315	468	2,642	17.7%
宮城	2,324	730	1,857	39.3%
秋田	784	273	1,771	15.4%
山形	1,306	447	1,431	31.2%
福島	1,980	619	2,427	25.5%
茨城	3,725	849	1,825	46.5%
栃木	1,977	531	1,502	35.3%
群馬	2,005	597	1,281	46.6%
埼玉	4,281	938	1,634	57.4%
千葉	5,818	1,065	2,036	52.3%
東京	14,596	1,165	1,356	85.9%
神奈川	6,123	1,164	1,543	75.4%
新潟	2,787	851	2,324	36.6%
山梨	1,065	358	728	49.1%
長野	1,645	488	2,214	22.0%
東日本計	57,983	12,690	38,033	—

<西日本>

都道府県名	①設置台数 (2021年度末)	②告示で定める最低限必要な台数(③×④)		
		③メッシュの 数の合計	④告示で 掲げる率	
富山	774	226	770	29.3%
石川	1,024	315	1,018	30.9%
福井	860	306	803	38.1%
岐阜	1,715	534	1,783	29.9%
静岡	1,733	462	2,005	23.0%
愛知	5,084	1,333	2,305	57.8%
三重	1,038	333	1,402	23.7%
滋賀	1,320	379	838	45.2%
京都	1,752	550	1,293	42.5%
大阪	6,609	951	1,290	73.7%
兵庫	4,527	1,086	2,485	43.7%
奈良	1,289	347	764	45.3%
和歌山	965	330	979	33.7%
鳥取	827	232	758	30.5%
島根	1,241	317	1,520	20.8%
岡山	1,871	583	1,856	31.4%
広島	3,121	839	2,316	36.2%
山口	2,018	533	1,736	30.7%
徳島	544	185	841	21.9%
香川	542	161	619	25.9%
愛媛	922	333	1,438	23.1%
高知	965	363	1,305	27.8%
福岡	2,574	713	1,881	37.9%
佐賀	577	175	663	26.3%
長崎	980	341	1,374	24.8%
熊本	966	315	1,749	18.0%
大分	643	195	1,510	12.9%
宮崎	1,417	424	1,439	29.4%
鹿児島	1,519	542	2,176	24.9%
沖縄	1,255	439	749	58.6%
西日本計	50,672	13,842	41,665	—

東西計	108,655	26,532	79,698	—
-----	---------	--------	--------	---

# 削減台数の見込み

(単位：万台)

	STEP1					STEP2					STEP3	合計
	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032～2036年度 (令和14～18年度)	
東日本	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	STEP1、2で撤去 できない電話機が 出た場合に対応	4.4
西日本	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		3.5
東西計	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7		7.9

1 第一種公衆電話の削減

(2) 令和4年度における削減に要する費用の見込み

委員限り



東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 井上 福造 殿

総務省総合通信基盤局長  
二宮 清治

電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等  
に関し講ずべき措置について (要請)

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和 3 年 7 月 7 日情報通信審議会答申)及び「電気通信事業法施行規則の一部改正について」(令和 4 年 2 月 2 日情報通信行政・郵政行政審議会答申)を踏まえ、本日、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和 4 年総務省令第 7 号。以下「改正省令」という。)が公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行される予定である。

これらに関し、貴社におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられたい。

## 記

### 1 第一種公衆電話の削減

(1) 今般の電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)の一部改正では第一種公衆電話の設置基準を緩和しており、貴社においては、新たな設置基準(改正省令附則第 4 項による読替えを適用しないものをいう。以下同じ。)に応じた第一種公衆電話の削減が求められる。このため、第一種公衆電話を新たな設置基準に応じた台数にまで削減するための次の事項を記載した計画(以下「削減計画」という。)を定め、令和 4 年 6 月末までに総務省に報告するとともに公表し、速やかに実施すること。また、削減計画に大幅な変更が生じた場合は、当該変更内容を報告及び公表すること。

- ・ 目標とする新たな設置基準に応じた台数
- ・ 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間
- ・ 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み
- ・ 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方
- ・ 削減目標を達成するための具体的な方策 等

なお、削減計画の作成及び実施に当たっては、別添の総務省において実施した地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート(令和 3 年実施)の調査結果も参考にされたい。

- (2) 令和 4 年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、上記(1)と併せて総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (3) 令和 5 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、前年度末までに総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (4) 令和 4 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度において、当該年度の削減実績及び削減に要した費用を含む削減計画の進捗について、当該年度経過後 5 か月以内までに総務省に報告し、削減実績について公表すること。

2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供の実施

今般の制度改正の趣旨を踏まえた上で、削減計画及び同計画の進捗の公表や、撤去する第一種公衆電話機ごとの周知を行うなど、第一種公衆電話の削減に関する利用者への適切な情報提供を実施すること。

情報提供の実施方法については、令和4年6月末までに総務省に報告すること。

以上

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長  
二宮 清治

電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等  
に関し講ずべき措置について（要請）

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和 3 年 7 月 7 日情報通信審議会答申）及び「電気通信事業法施行規則の一部改正について」（令和 4 年 2 月 2 日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえ、本日、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 7 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行される予定である。

これらに関し、貴社におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられたい。

## 記

### 1 第一種公衆電話の削減

(1) 今般の電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正では第一種公衆電話の設置基準を緩和しており、貴社においては、新たな設置基準（改正省令附則第 4 項による読替えを適用しないものをいう。以下同じ。）に応じた第一種公衆電話の削減が求められる。このため、第一種公衆電話を新たな設置基準に応じた台数にまで削減するための次の事項を記載した計画（以下「削減計画」という。）を定め、令和 4 年 6 月末までに総務省に報告するとともに公表し、速やかに実施すること。また、削減計画に大幅な変更が生じた場合は、当該変更内容を報告及び公表すること。

- ・ 目標とする新たな設置基準に応じた台数
- ・ 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間
- ・ 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み
- ・ 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方
- ・ 削減目標を達成するための具体的な方策 等

なお、削減計画の作成及び実施に当たっては、別添の総務省において実施した地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート（令和 3 年実施）の調査結果も参考にされたい。

- (2) 令和 4 年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、上記（1）と併せて総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (3) 令和 5 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、前年度末までに総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (4) 令和 4 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度において、当該年度の削減実績及び削減に要した費用を含む削減計画の進捗について、当該年度経過後 5 か月以内までに総務省に報告し、削減実績について公表すること。

## 2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供の実施

今般の制度改正の趣旨を踏まえた上で、削減計画及び同計画の進捗の公表や、撤去する第一種公衆電話機ごとの周知を行うなど、第一種公衆電話の削減に関する利用者への適切な情報提供を実施すること。

情報提供の実施方法については、令和4年6月末までに総務省に報告すること。

以上